

公園緑地愛護会のしおり

建設部公園管理事務所

目 次

1	公園緑地愛護会について	1～2頁
2	愛護会の設立に関する要綱	3頁
3	報奨金交付に関する要綱	4頁
4	報奨金交付条件及び交付額	5頁
5	報奨金の使途について	6頁
6	連合会会則	7～9頁
7	公園緑地功労者表彰内規	10頁
8	各種様式	
	① 設立届	11頁
	② 愛護会会則（見本）	12～13頁
	③ 役員名簿	14頁
	④ 設立承認	15頁
	⑤ 役員変更届	16頁
	⑥ 活動報告	17頁
	⑦ 連合会加入について（お願い）	18頁
	⑧ 連合会加入届	19頁

このしおりは、公園緑地愛護会の活動について記載したものです。

1 愛護会の設立主旨

公園は、市民ひとりひとりが自由に気持ちよく利用する場で、市民にとって大切な共有財産です。このようなことから前橋市では、公園の管理は、市民の自発的参加（ボランティア）とさせていただいており、自分たちで利用する公園は、

自分たちで管理し、きれいに使っていただけるよう愛護会の設立をお願いしています。

2 公園・緑地の管理体制

公園や緑地は、市と愛護会によって管理運営されています。

(1) 市で対応する事項

ア 用地管理

イ 施設の点検、補修等

ウ 樹木の剪定、整枝等

(2) 愛護会で対応する事項

ア 清掃、除草、簡単な生け垣の刈り込み等

イ 施設の破損等がある場合の市（公園管理事務所）への連絡

ウ アヒト等病害虫を発見した場合の市（公園管理事務所）への連絡

公園の利用は原則として自由使用です。

ただし、同時使用（例：老人会と子供会で同時に使用する場合等）については愛護会で調整をしてください。

3 愛護会活動への報奨

市では、公園緑地愛護へのボランティア活動に対し、報奨金を交付しています。

(別紙交付要綱及び別表等参照)

4 愛護会連合会について

市内に設立された愛護会相互の親睦と協調を図るため、連合会が組織されていて、活動の情報交換、研修、表彰等の事業を進めています。

事務局は、市の「公園管理事務所」です。

5 表彰について

市及び連合会では、日頃の清掃・美化活動等にすぐれた愛護会や個人を、公園緑地愛護功労団体(者)として、総会の席上で表彰しています。

(別紙表彰内規参照)

6 役員変更の手続きについて

愛護会長等に変更があった場合は、別紙(様式5)に記入し、公園管理事務所へご提出ください。

公園は、市民に「愛され、親しまれる」存在でなくてはなりません。

清潔で、安心して利用できる公園、大人も子供も心の安らぎを感じる公園の

維持管理を、市と愛護会が一致協力し合って、心のかよいあった公園管理を

目指したいと思います。

“美しいものは、汚したくない”

美しい公園には、ゴミは捨てにくいものです。

建設部公園管理事務所

前橋市六供町2丁目55番地20

TEL 225-2116

FAX 225-2117

E-mail kouenkanri@city.maebashi.gunma.jp

愛護会の設立に関する要綱

(目的)

第1条 この要綱は、愛護会の活動に必要な基本的事項について定め、愛護会の充実発展と、都市公園等の適正な維持管理を図り、もって公園緑地行政の円滑化を期すことを目的とする。

(愛護会の種別)

第2条 愛護会の種別は、次のとおりとする。

(1) **公園緑地愛護会** 市内の都市公園等が整備された区域の地域住民による、ボランティア活動の一環として行うことを目的に、地元住民の発意によって組織され、設立を市長が承認した団体をいい、次の活動を行うものとする。

- ア 公園緑地内の除草
- イ 清掃（落ち葉、空き缶、ごみ類等）
- ウ 低木類の剪定
- エ 公園緑地内施設の破損等の通報等
- オ その他必要な活動

(2) **河畔緑地等愛護会** 市内の河畔緑地、遊歩道、緑道、緑地として整備を終えた区域の地域住民による、ボランティア活動の一環として行うことを目的に、地元住民の発意によって組織され、設立を市長が承認した団体をいい、次の活動を行うものとする。

- ア 除草
- イ 清掃（落ち葉、空き缶、ごみ類等）
- ウ 低木類の軽剪定等
- エ その他必要な活動

(3) **街路樹愛護会** 市道のグリーンベルト及び歩車道の境界の植樹帯の地域住民による、ボランティア活動の一環として行うことを目的に、地元住民の発意によって組織され、設立を市長が承認した団体をいい、次の活動を行うものとする。

- ア 除草
- イ 清掃（空き缶、落ち葉、夏季の枯渇時の灌水等）
- ウ 低木類の軽剪定等
- エ その他必要な活動

(届出及び承認)

第3条 愛護会を設立する場合は、別紙の設立届（様式1）と会則及び会員の構成内容と人員を記入した役員名簿（様式3）を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

2 市長は、設立届を受理した場合、内容を確認し、承認する旨愛護会長に通知するものとする（様式4）。

3 愛護会長は、愛護会の役員等届出事項に変更が生じた場合に

は、変更届（様式 5）を速やかに市長に提出しなければならない。

附 則

この要綱は、平成 7 年 4 月 1 日から適用する。

この要綱は、平成 9 年 7 月 1 日から適用する。

この要綱は、令和 5 年 1 月 19 日から適用する。

報奨金交付に関する要綱

(目的)

第1条 この要綱は、設立承認された各愛護会に対して、会の健全な発展と、地域コミュニティの活性化、郷土愛の醸成を養うことと併せて、地域住民の愛護活動の協力に対して交付することを目的とする。

(使途)

第2条 報奨金の使途については、愛護会の活動経費として地域で話し合い、有効に活用するものとする。

(交付条件及び交付額)

第3条 交付条件及び交付額については、別表のとおりとする。ただし、年度途中の設立愛護会に対する報奨金は、設立承認をした月から月割（100円未満の端数は切り捨てる。）計算によって交付するものとする。

2 年間を通じ、愛護会組織としての活動が休止状態であった場合は、その年度の報奨金は交付しないものとする。

(交付)

第4条 報奨金の交付は年1回とする。

(報告)

第5条 各愛護会の会長は、1年間の活動が終了した時点で、活動報告（様式6）を提出するものとする。

附 則

この要綱は、平成7年4月1日から適用する。

この要綱は、平成9年4月1日から適用する。

この要綱は、平成30年4月1日から適用する。

この要綱は、平成31年4月1日から適用する。

この要綱は、令和2年4月1日から適用する。

この要綱は、令和6年4月1日から適用する。

別表（第3条関係）

交 付 条 件 及 び 交 付 額

種 別	交 付 条 件	交 付 額		
		区 分	管 理 面 積	報 奨 金（年 額）
公 園 緑 地 愛 護 会	①1愛護会が管理する管理面積に応じて、右の7段階に区分して交付する。	1	300㎡ 以下	11,000円
		2	301㎡ ～ 500㎡	22,000円
		3	501㎡ ～ 799㎡	27,000円
		4	800㎡ ～ 3,000㎡	59,000円
河 畔 緑 地 等 愛 護 会	①1愛護会が管理する管理面積に応じて、右の7段階に区分して交付する。	5	3,001㎡ ～ 6,000㎡	65,000円
		6	6,001㎡ ～ 9,000㎡	72,000円
		7	9,001㎡ 以上	78,000円
街 路 樹 愛 護 会	①1愛護会が管理する街路延長は、100m以上とする。 ②街路延長距離に応じて、右の2段階に区分して交付する。	区分	街 路 延 長 距 離	報 奨 金（年 額）
		1	100m ～ 499m	30,000円
	③管理する街路樹は、市道に面するところに限	2	500m 以上	72,000円

報奨金の使途について

報奨金は、個人に交付するものではありませんので、地域で話し合い、有効に使用して下さい。

§ 使 途

愛護会の活動に使用

- (1) 清掃・除草等用具等購入代
- (2) 公園緑地等の清掃・除草作業等終了後の飲み物等購入代
- (3) 会議開催時の茶菓子購入代
- (4) その他

§ 交付額（交付条件に基づいた額）

種 別	管 理 面 積	報 奨 金
公園緑地愛護会 河 畔 緑 地 等 愛 護 会	300㎡ 以下	11,000円
	301㎡ ~ 500㎡	22,000円
	501㎡ ~ 799㎡	27,000円
	800㎡ ~ 3,000㎡	59,000円
	3,001㎡ ~ 6,000㎡	65,000円
	6,001㎡ ~ 9,000㎡	72,000円
9,001㎡ 以上	78,000円	
街路樹愛護会	街 路 延 長 距 離	報 奨 金
	100m ~ 499m 500m 以上	30,000円 72,000円

※ 報奨金は、年1回交付しております。

§ 活動報告

1年間の活動が終了した時点で、活動報告書を提出していただいております。

前橋市公園緑地愛護会連合会会則

一部改正 昭和 51 年 3 月 18 日
一部改正 昭和 59 年 3 月 26 日
一部改正 平成 6 年 4 月 1 日
一部改正 平成 9 年 6 月 6 日
一部改正 平成 14 年 4 月 1 日
一部改正 平成 15 年 5 月 30 日
一部改正 平成 18 年 4 月 1 日
一部改正 平成 21 年 4 月 1 日
一部改正 平成 22 年 4 月 1 日

(名称)

第 1 条 この会は、前橋市公園緑地愛護会連合会（以下「本会」という。）と称します。

(目的)

第 2 条 本会は、前橋市内に設立されている各公園緑地並びに河畔緑地及び街路樹愛護会相互の親睦と協調を図り、公園等の美化、地域における都市緑化等の推進に寄与することを目的とします。

(事業)

第 3 条 本会は、前条の目的を達成するために、次の事業を行います。

- (1)公園緑地愛護活動並びに河畔緑地愛護活動及び街路樹愛護活動の推進
- (2)都市緑化の推進
- (3)公園緑地愛護活動並びに河畔緑地愛護活動及び街路樹愛護活動の情報交換
- (4)関係機関との連絡及び提携
- (5)その他本会の目的を達成するために必要な事業

(会員の資格)

第 4 条 本会は、前橋市に届出を行い、承認を受けた公園愛護会並びに河畔緑地愛護会及び街路樹愛護会（以下「所属団体」という。）をもって組織します。

2 所属団体には、代表者を置きます。

(理事)

第 5 条 本会に理事を置きます。

(役員)

第 6 条 本会に次の役員を置きます。

- (1)会 長 1 人
- (2)副 会 長 5 人以内
- (3)監 事 2 人
- (4)常任理事 2 2 人以内

- 2 役員は、会員のうちから地区ごとに選出された理事による理事会によって推薦し、総会において選任します。
- 3 前項の規定にかかわらず、補欠による副会長、監事及び常任理事は、前任者の所属団体の後任者をもって充てます。
- 4 会長は、会務を統括し、本会を代表します。
- 5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、会長の指定する副会長（以下「会長職務代理者」という。）が会長の職務を代理します。
- 6 監事は、会計の監査にあたります。
- 7 常任理事は、総会の議決に基づいて、会務を執行します。
- 8 監事と常任理事は、相互に兼ねることはできません。

(任期)

第7条 役員の任期は2年とし、再任を妨げません。ただし、補欠による役員の任期は、前任者の残任期間とします。

(顧問及び参与)

第8条 本会に顧問及び参与を置くことができます。

- 2 顧問及び参与は、役員会の推薦により会長が委嘱します。
- 3 顧問及び参与は、会長の求めにより会議に出席し、発言することができます。

(会議)

第9条 会議は総会並びに本部役員会及び役員会とします。

- 2 総会は、所属団体の代表者をもって構成します。
- 3 本部役員会は、会長、副会長及び監事をもって構成します。
- 4 役員会は、会長、副会長、監事及び常任理事をもって構成します。
- 5 総会は、年1回以上会長が招集し、事業計画、予算、決算、会則の改廃その他第2条の事業推進にあたっての重要な事項を決議します。
- 6 本部役員会及び役員会は、必要に応じ随時会長が招集し、本会の運営、事業の推進その他必要な事項について決議します。

(会議の議長)

第10条 総会の議長は、役員の中から選出します。

- 2 本部役員会及び役員会の議長は、会長をもって充てます。

(会議の定足数)

第11条 会議は、構成員の過半数以上の出席がなければ開会することができません。

- 2 会議の議事は、出席者の過半数をもって決定し、可否同数のときは、議長がこれを決めます。

(事務局)

第12条 本会の事務を処理するため、事務局を前橋市建設部公園管理事務所に置きます。

(会長への委任)

第13条 会議を招集するいとまがないときは、軽易なものについては、会長の権限で業務を処理することができます。

(経費)

第14条 本会の経費は、会費、補助金、寄附金その他の収入をもって充てます。

- 2 会員は、毎年総会において定めるところの会費を納入するものとします。

(会計年度)

第15条 本会の会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとします。

(補則)

第16条 この会則に定めるもののほか必要な事項は会長が別に定めます。

附 則

この会則は、昭和47年6月27日から施行する。

附 則

この会則は、昭和51年3月18日から施行する。

附 則

この会則は、昭和59年4月1日から施行する。

附 則

この会則は、平成6年4月1日から施行する。

附 則

この会則は、平成9年6月6日から施行する。

附 則

この会則は、平成14年4月1日から施行する。

附 則

この会則は、平成15年5月30日から施行する。

附 則

この会則は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この会則は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この会則は、平成22年4月1日から施行する。

前橋市公園緑地愛護功労者表彰内規

(目的)

第1条 この内規は、市の各公園・緑地等において清掃、除草、樹木の手入れ等に貢献し、愛護活動に顕著な功績のあった団体及び個人を表彰することによって、公園に対する認識と愛護意識の高揚を図り、もって公園管理行政の円滑な推進を期することを目的とする。

(対象)

第2条 市に登録し、公園・緑地等の愛護活動について顕著な功績のあった団体及び個人を対象とする。

(基準)

第3条 表彰は、次のとおりとする。

(1)団体表彰 5年以上にわたり、愛護活動を積極的に行い、その活動が他の模範となる団体を、市長名で表彰するものとする。

(2)個人表彰

ア公園緑地愛護会長として、10年以上携わり、その功績が他の模範となる者を、市長名で表彰するものとする。

イ公園緑地愛護会員として、5年以上携わり、その功績が他の模範となる者を、連合会長名で表彰するものとする。

(選考)

第4条 市長は、第3条第1号及び同条第2号アの表彰基準に該当する者のうちから、表彰を行うことが適当な者を選考する。

2 連合会長は、第3条第2号イの表彰基準に該当する者のうちから、表彰を行うことが適当な者を選考する。

(決定)

第5条 市長及び連合会長は、第4条の選考に基づき表彰を決定する。

(方法)

第6条 第4条第1項により選考された者は、市長名による感謝状及び記念品を授与する。

2 第4条第2項により選考された者は、連合会長名による感謝状及び記念品を授与する。

(時期)

第7条 表彰は、原則として前橋市公園緑地愛護会連合会定期総会の席上で行う。

(その他)

第8条 この内規によるもののほか必要な事項は、別に定める

附 則

この内規は、平成4年6月1日から適用する。

この内規は、平成9年7月1日から適用する。

様式 1

愛護会設立届

令和 年 月 日

(あて先) 前橋市長

_____ 愛護会

_____ 会 長

このたび、_____ 愛護会を設立したので、会則及び役員名簿等を添えて提出いたします。

※ 以下記入しないでください。

公園管理事務所 No. _____

所 長	所長補佐	係 長	係 員	整 理	
				台帳	
				OA	

(伺) 本書のとおり承認してよろしいでしょうか。

愛護会会則

(名称及び事務所)

第1条 本会は、_____愛護会と称し、その事務所を会長宅におく。

(目的)

第2条 本会は、_____を愛護して、その管理と美化清掃を行い、住民から 親しまれ、愛される場所とすることを目的とする。

(事業)

第3条 本会の目的を達成するため、次の事業を行う。

(1)公園緑地愛護会

- ア 公園内の除草、清掃及び低木類の剪定等
- イ その他本会の目的達成に必要な事業

(2)河畔緑地等愛護会

- ア 緑地等の除草、清掃及び低木類の剪定等
- イ その他本会の目的達成に必要な事業

(3)街路樹愛護会

- ア グリーンベルト及び植樹帯内の除草、清掃及び低木類の剪定等
- イ その他本会の目的達成に必要な事業

(組織)

第4条 本会に次の役員をおく。

- (1) 会長 1人
- (2) 副会長 若干名
- (3) 会計 若干名
- (4) 幹事 若干名
- (5) 監査 若干名

2 役員任期は1年とし、再選を妨げない。

- 3 会長は、本会を統括する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、これを代行する。
- 5 幹事は、本会の重要事項を審議し、会務を執行する。
- 6 会計は、会の経理にあたる。
- 7 監査は、会計を監査する。

(顧問)

第5条 本会に、顧問をおくことができる。

- 2 顧問は、役員会の承認を得て、会長が委嘱する。

(会議)

第6条 本会の会議は、役員会及び総会とする。

- 2 役員会は必要により随時開催し、総会は年1回開催する。ただし、必要により臨時総会を開催することができる。

(会計)

第7条 本会の会計は、市からの報奨金、町内からの助成金又は寄付金、その他の収入をもってこれに充てる。

- 2 会計は、毎年 月に始まり、 月末日に終わる。

附 則

この会則は、令和 年 月 日より施行する。

役員名簿

1 役員名簿

役職名	氏名	住所	電話
会長			
副会長			

2 会の構成内容及び人数

構成団体名	代表者	人員（世帯）
計		

- ・ 構成団体名は、町内自治会、自治会〇〇班、老人会、婦人会、子供会、スポーツ愛好会等をいう。
- ・ 人員は、実質人員として、重複をさける。

3 定例行事予定等（清掃活動、除草等）

様式 4

前 公 管

令和 年 月 日

愛護会

会長

様

前橋市長 小 川 晶

愛護会設立届の承認について（通知）

令和 年 月 日付で届出のありました標記愛護会の設立について、承認いたします。

今後、公園・緑地・街路樹等の管理と愛護にご協力くださいますようお願い申し上げます。

（建設部公園管理事務所）

愛護会役員変更届

令和 年 月 日

前橋市長

このたび、_____愛護会の役員が、変更になりましたので、届出いたします。
 なお、現状での、会の構成内容及び人数についても、届出いたします。
 新役員の任期は、令和 年 月 日からです。

変更前愛護会長 氏名 _____

記

1 変更後の新役員（変更者のみ、記入願います。）

役職名	氏名	住所	電話
会長			

2 会の構成内容及び人数（変更がない場合でも記入して下さい。）

構成団体名	代表者	人員（世帯）
計		人

- ・ 構成団体名は、町内自治会、自治会〇〇班、老人会、婦人会、子供会、スポーツ愛好会等をいう。
- ・ 人員は、実質人員として、重複をさける。

※ 以下記入しないでください。 公園管理事務所 No. _____

所長	所長補佐	係長	係員	整理	
				台帳	
				OA	

（供覧）上記のとおり届け出がありましたので、供覧いたします

令和 年度 活動報告

愛護会 会長

月	活 動 内 容	参加人員	特 記 事 項
4			
5			
6			
7			
8			
9			
10			
11			
12			
1			
2			
3			
ご意見 ご感想 その他			

前 公 愛 連
令和 年 月 日

愛護会長 様

前橋市公園緑地愛護会連合会
会 長 高 橋 洋 一

前橋市公園緑地愛護会連合会の加入について（お願い）

このたび、貴地区内に 公園愛護会を設立したことについてお喜び申し上げます。

地域の公園緑地等を利用する私たちは、それぞれ愛護会を結成し、清掃、除草等の愛護と管理について市に協力しておりますが、公園緑地愛護会といたしましても、相互の親睦と協調を図る必要があります、かつ共通の目的であるよりよい公園緑地等の保全・美化運動を推進するため、昭和47年6月27日、既設の公園緑地愛護会の皆様のご賛同を得て、前橋市公園緑地愛護会連合会を結成しております。

本連合会の会則を御覧いただきますとおわかりのように、第5条により、前橋市から設立の承認を受けた愛護会は、連合会会員の資格がございますので、ぜひ、本連合会に加入くださいますよう、ご案内かたがたお願い申し上げます。なお、会費は、年額3,000円でございますので、お手数でも納入方よろしくお願い申し上げます。 また、事務処理上、別紙加入届を事務局にご提出下さい。

◎年の途中（ 月）からの加入愛護会は、加入月からの月割りとなります。

年3,000円 × / 12月 = _____ 円

連合会加入届

令和 年 月 日

前橋市公園緑地愛護会連合会

会 長 高 橋 洋 一 様

_____ 愛護会

_____ 会 長

前橋市公園緑地愛護会連合会に加入いたします。

※ 以下記入しないでください。

公園管理事務所 No. _____

所 長	課長補佐	係 長	係 員	整 理	
				台帳	
				OA	

公園の面積	m ²
(街路樹の場合延長距離	m)
加 入 月	月から
会 費 年3,000円×	／12月= 円

(伺) 本書のとおり承認してよろしいでしょうか。